

第2年金の口数上限の変更について (2025年8月1日実施)

日本ITソフトウェア企業年金基金

第2年金の口数上限の変更

- 変更前: 上限30口(月額30,000円)～下限1口(月額1,000円)



変更後: 上限55口(月額55,000円)～下限1口(月額1,000円)

- 現行の確定拠出年金の拠出限度額55,000円(月額)に準拠しています。
- 確定拠出年金の拠出限度額は、62,000円への引き上げが予定されており、その実施に合わせて第2年金の口数の上限も62口(62,000円)へ変更する予定です。

口数の変更を希望する場合の手続き

- 「規約変更申出書」(基金ホームページのインフォメーション参照)を作成し、基金へご提出ください。

添付書類: 変額コースを採用し、変額の基準が役職や基本給など社内規程に基づくものである場合⇒当該社内規程

※55口未満の口数への変更でも差し支えありません。

- 「申出書」の内容に基づき、基金から関東信越厚生局へ「日本ITソフトウェア企業年金基金規約」の別表を変更する「規約変更届出書」を提出します。

- 「規約変更届出書」提出後、基金から事業所へご連絡しますので、引き上げの対象者の「基準給与変更届」をご提出ください。

※「基準給与変更届」による基準給与変更日は10月1日または4月1日となります。

手続きのスケジュール例

- 2025年8月29日(金)必着
【事業所⇒基金】
「規約変更申出書」を提出
- 2025年9月下旬
【基金⇒関東信越厚生局】
10月1日を施行日とする「規約変更届出書」を提出
- 2025年10月上旬
【基金⇒事業所】
10月1日を変更日とする「基準給与変更届」の提出依頼をご案内

※口数に関する規約変更については、今後も同様のスケジュールで10月1日または4月1日を変更日とするお申し出を受け付けます。

※口数を大きく引き上げる加入者が多数いる場合、上記のスケジュール例より1～2ヶ月程度締切が早くなることがあります。

留意事項

- 引き上げた口数を後日引き下げる変更は、「給付減額」となります。「給付減額」に該当する変更は、所定の条件を満たし、厚生労働大臣の認可が得られた場合のみ可能です。長期にわたって納付が可能な口数をご設定ください。
- 当基金以外に企業型確定拠出年金(DC)を実施しており、かつDCに2024年12月の制度変更前の旧制度を維持する経過措置が適用されている場合、当該引き上げによって当基金の財政再計算が必要になると、経過措置を終了しなくてはならないことがあります。